

土砂災害防止法

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

土砂災害防止対策基本指針の作成【国土交通大臣】

- ・土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- ・基礎調査に関する指針
- ・土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- ・土砂災害特別計画区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施【都道府県】

- ・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

土砂災害警戒区域の指定【都道府県知事】

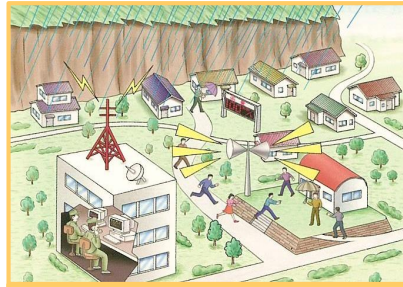
- 情報伝達、警戒避難体制の整備【市町村長】
- 警戒避難に関する事項の住民への周知【市町村長】

土砂災害特別警戒区域の指定【都道府県知事】

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

建築物の構造規制
・居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

移転支援
・住宅金融支援機構



土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
・市町村地域防災計画（災害対策基本法）

維持・管理

各公共施設を良好な状態にするため、維持・管理を行います

施設整備と維持業務

管内の県道、2級河川、海岸の公共施設を良好な状態に維持管理するために、次のような事業を行っております。

- 1 公共交通安全事業
- 2 道路防災保全事業
- 3 道路メンテナンス事業
- 4 河川維持等整備事業

- 歩道の整備
- 道路区画線の整備
- 道路照明施設の整備
- 防護柵の整備
- 道路標識の整備
- 道路線形及び車道幅員の改良
- 交差点の改良
- 視線誘導標等の整備

1 公共交通安全事業

● 歩道の整備



● 道路標識の整備

距離標の設置により道路上での所在地が確認できます。



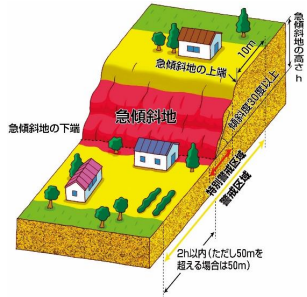
六角形は都道府県道の意味、中の番号は路線番号を表示。
逆三角形は国道を意味し、中の番号は路線番号を表示。
108系案内標識（交差点の手前と交差点でよく見かけるのがこの標識です。）

砂防

対象となる土砂災害

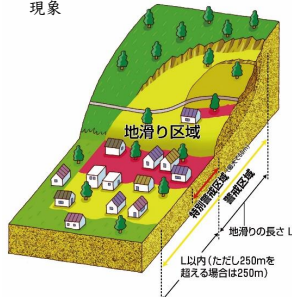
■ 急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



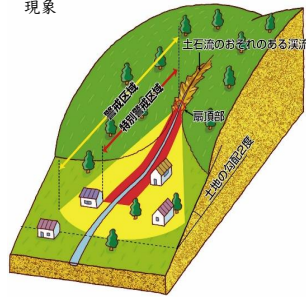
■ 地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象 又はこれに伴って移動する自然現象



■ 土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



維持管理

●道路照明更新



中部土木事務所管内に設置されている道路照明の更新および新設を行っております。

2 道路防災保全事業

●災害防除



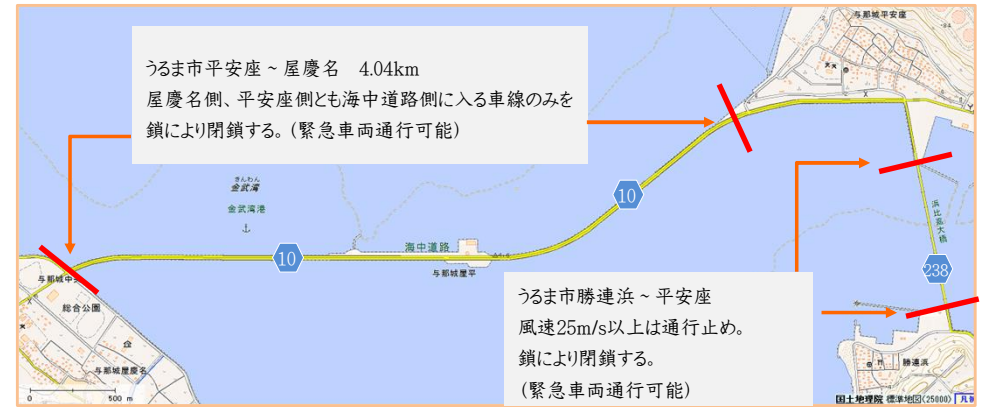
災害を未然に防止するため、沖縄環状線、宜野湾西原線において法面保護等の対策工事を行っております。

●橋梁補修



橋梁、ボックスカルバートの補修や耐震対策を県道146号線、県道153号線、伊計平良川線等で行っております。

●台風時の通行止め



4 河川維持等整備事業

●河川の浚渫及び除草



維持修繕業務

既存施設の機能を常時良好な状態に保持するためパトロールをし、施設の点検補修を行い、利用者の安全確保、環境の保全に努めております。

交通安全施設の整備(転落防止柵等)



交通安全施設の整備(区画線)



雑草防止対策



植栽の剪定・除草及び路面清掃



管理業務(許認可)

- 道路、河川、港湾等の占用許可
- 公共施設の把握(台帳)
- 地すべり防止区域内行為の許可
- 急傾斜地崩壊危険区域内行為の許可
- 港湾施設使用許可
- 土地境界確認業務
- 屋外広告物設置の許可(浦添市及び宜野湾市を除く)
- 特殊車両の通行許可

● 道路法第24条による車両乗入口の設置許可

道路管理者以外の者が、道路に関する工事を行う場合には、道路管理者の承認を受ける必要があります。工事に対する費用はすべて申請者において負担していただくことになります。



主な内容

- ◆ 道路から民地への乗り入れ工事
- ◆ 法面埋立工事
- ◆ ガードレールの撤去工事
- ◆ 現道への取付け工事
- ◆ 排水路の取付け工事

● 道路法第32条による水道、下水道等の占用許可



●境界立会確認



●道路法及び屋外広告物条例に係る違反広告物への警告



道路ボランティアの活動支援

緑豊かな景観形成を図るため、ボランティア団体に対する助成制度を平成6年7月1日に発足し、現在115団体に参加していただき、各地において、地域にふさわしい緑づくりの輪が広がっています。なお、平成28年度より道路及び河川ボランティア団体の支援と合わせて、新規登録団体の募集や寄付金の募集など、ボランティア活動の普及・啓発に関する業務について、公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会に委託しております。



助成の対象

1. 中部土木事務所が管理する道路であること。
 2. 延長L=50mまたは、面積A=50㎡以上
 3. 道路植栽樹木等を管理する住民の組織(5名以上)
(除草や木の剪定、清掃、草花の植え付け、育成等)
- 問合せ先: 公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会

TEL 098-987-1644

FAX 098-987-1645

河川ボランティアの活動支援

自然豊かな河川環境の復元・保全に努めるとともに、地域の皆様が、河川を遊びの空間、リフレッシュ空間として活用しながら、清掃・除草等の維持管理も行い、河川愛護の精神を大いに高揚するため創設された制度です。県管理の2級河川の愛護活動に参加するボランティア団体に対する助成制度を平成19年度から行い、現在27団体に参加していただき各地において地域にふさわしい河川づくりの輪が広がっております。

(問合せ先: 公益社団法人 沖縄県緑化推進委員会 TEL 098-987-1644)



中城湾港管理所

中城湾港管理所は、令和3年4月の沖縄県土木建築部の組織再編により、維持管理班中城湾港管理所となり、現在は、新港地区及び西原与那原地区(西原町部分)の2地区の管理業務を行っております。

事務分掌

1. 中城湾港(新港地区及び西原与那原地区(西原町部分))の管理に関する事。
2. 中城湾港(新港地区及び西原与那原地区(西原町部分))の占用及び使用許可に関する事。
3. 中城湾港(新港地区)の埠頭保安対策及び中城湾港・金武湾港の水域保安対策に関する事



倉敷ダム管理所

倉敷ダムの概要

沖縄本島中部に位置する沖縄市の自然溢れる緩やかな丘陵地帯を流れる比謝川は、与那原川、長田川と合流し、東シナ海へと続く流域53.4km²、幹線流路延長16.6kmの本島最大の流域面積を持つ河川です。

比謝川総合開発事業(倉敷ダム)は、比謝川水系与那原川上流に昭和36年に建設された利水専用の旧瑞慶山ダムを、利水と治水の両目的を兼ねた多目的ダムとして再開発する事業で、国と沖縄県企業局の共同事業として昭和57年度より建設に着手し、総事業費490億円を投入し平成8年3月に完了しました。そして平成8年4月、沖縄県土木建築部が管理する「倉敷ダム」として生まれ変わり、わたしたちの暮らしを支えております。



※倉敷ダムへの導水は、4河川(赤で示す)からとなります。

倉敷ダムの目的

沖繩本島は平均降水量が約2,000mmと雨がが多いのが特徴です。

しかし、台風が襲来する夏期や梅雨時に降雨が偏っているため、洪水や渇水の被害をうけやすくなっています。

倉敷ダムは洪水による被害を防除し、水道用水の安定供給を図り水と暮らしの調和を図っております。

●洪水調節

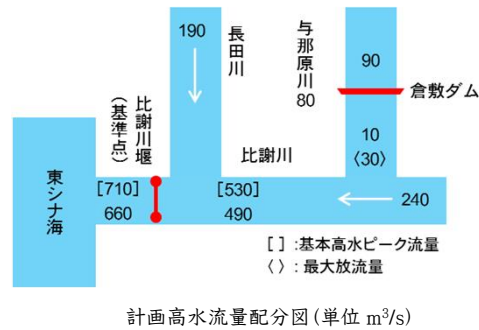
ダム地点の計画高水流量90m³/sのうち、80m³/sの洪水調整を行い、10m³/sを放流し、比謝川堰(基準点)における基本高水ピーク流量710m³/sを660m³/sに低減してダム下流地域の被害を防除します。

●流水の正常な機能の維持

ダム地点下流の与那原川と比謝川沿川の既得用水、維持用水の補給を行うなど、流水の正常な機能の維持と増進を図ります。

●水道用水の開発

倉敷ダムへの流入河川水と本島北部河川から導水することにより、新規に沖繩本島の水道用水として最大50,600m³/日を供給します。



倉敷ダムの諸元

ダム	型式	倉敷ダム		
		旧瑞慶山ダム	本ダム	脇ダム
ダム	型 式	均一型アースダム	ゾーン型ロックフィルダム	
	堤 高	16.4m	33.5m	15.0m
	堤 頂 長	380.0m	441.0m	200.0m
	堤 体 積	82,000m ³	876,000m ³	80,000m ³
貯水池	集 水 面 積	4.7km ²	4.7km ²	
	総貯水容量	2,550,000m ³	7,100,000m ³	
	有効貯水容量	2,350,000m ³	6,900,000m ³	
	洪水調節容量	—	1,000,000m ³	
利水容量	2,350,000m ³	※ 5,900,000m ³		

※流水の正常な機能の維持に必要な容量を含む

建築

建築に関する法律を通して良好な住環境や市街地の形成を誘導し、安全・安心なまちづくりに取り組んでいます

建築班の業務

- 建築基準法及び建築士法に関すること
- 開発許可等に関すること
- 都市計画施設の区域内における建築等の規制に関すること
- 土地区画整理事業の施行区域内における建築等の規制に関すること
- 福祉のまちづくり条例に関すること
- バリアフリー法に関すること
- 建設リサイクル法に関すること
- 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に関すること
- 宅地建物取引業法に関すること
- 建築統計に関すること
- 沖縄振興開発金融公庫等の委託業務に関すること
- 県有建築工事及び県有建築物の維持工事に係る調査、設計、監督及び検査に関すること
- 委託設計書の作成、審査及び委託業務の検査に関すること
- その他、建築及び住宅に関すること

建築班取扱事務【令和5年度実績】

根拠法令等	手続き	件数	合計
建築基準法	建築確認申請(計画通知を含む)	81	510
	計画変更申請(計画通知を含む)	12	
	中間検査申請(計画通知を含む)	10	
	完了検査申請(計画通知を含む)	71	
	建築許可申請・承認申請・認定申請	57	
	公開による意見の聴取の開催(回数)	2	
	道路位置指定申請	7	
	建築相談	113	
	道路調査	157	
	定期報告(建築物・昇降機・建築設備・防火設備含む)	1,137	
都市計画法	都市計画施設内等の建築許可申請(法第53条)	1	318
	都市計画事業地内の建築許可申請(法第65条)	1	
	開発許可(変更許可を含む)	67	
	開発工事着手届	68	
	開発工事完了届	73	
	新築許可申請	5	
	許可不要証明願	49	
工事完了公告前建築承認申請	54		
土地区画整理法	建築許可申請(法第76条)	0	0
宅地建物取引業法	宅地建物取引業免許申請	30	152
	宅地建物取引業登録事項変更申請	29	
	宅地建物取引業廃業届	2	
	宅地建物取引主任者登録申請	17	
	宅地建物取引主任者証交付申請	3	
	宅地建物取引主任者登録事項変更申請	11	
その他	60		
建設リサイクル法	届出(通知を含む)	171	171
	事前協議	21	
福祉のまちづくり条例	工事完了検査届	19	42
	適合証交付請求	2	
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	届出	50	50
各種証明事務	台帳記載証明願、位置指定道路証明	661	661

令和6年3月31日



↑違反建築防止週間パトロールの様子



↑防災査察(建築物防災週間)の様子



↑建設リサイクル法パトロールの様子